

を門大夫と名のる者あり、毎年十月亥の子の餅を禁裏へ奉る、不淨を禁じて別火にて餅をつくり、上に栗を五ツ五角において蓋をおほふ也。亥の日三ツあれば、初の亥の日百筥中の亥、終の亥の日は年により増減ありといへども、八九十におよびて百に及ばず、初の亥には門大夫自身に獻す、後の亥の日には門大夫が親類五人の内宰領して獻す、京都迄傳馬を給る也。此由緒にて居屋敷除地諸役御免也。其初りは凡千年計にも及ぶといへり、古善法寺の寺領などにてありし故なるべし。當時は禁裏へ獻じたる内を分て、關東の將軍家へも參らせらるゝとぞ、又一石に付五十目の時は、餅一箇のあたひ二匁五分づく。以前、兩年獻上意りし事有しに主上御懶の事有しかば、又本のごとく獻すべきよし。仰付られて、今に絶ず獻上するよし。攝津の國の事書たる書にみえたり。

〔類柑子〕中御玄猪 細川家の茶道、京都の御内縁につきてのぼりし比、近衛左大臣基熙御茶にめして、御手づから御菓子を下し給へり、碁石形して色々に染たる餅也。偽仰せ下さる、やうは、此餅はきのふ御玄猪なりし宸宴供拜のあまりなり、いたゞきおさむべきにこそ。○中爰に丹波ののせの郡久路の庄より、御玄猪餅の名也備へ奉る事、内藏寮より是を行ふ也。昔をしのぶべき御心ばへとかや。○下略

〔厨事類記〕臨時供御内院宮儀 ○中略 十月亥子 餅一折敷 角五種白赤黄栗胡麻、菓子一折敷八種各用角小外居本立 居色々粉一折敷 角小折入○中 小外居 摺數白杵一具居折 已上内々御沙汰歟。

〔年中行事秘抄正月〕十五日七種粥 御記云、寛平二年二月卅日丙戌仰善曰、○中略 十月初亥餅等俗間行來以爲歳事、自今以後毎色辨調宜供奉之。

〔看聞日記〕應永二十四年十月五日、今夜亥子也、三位以下候、十七日、今夜亥子也、廿九日、亥子也、〔宣胤卿記〕文明十二年十月五日辛亥、今日亥子也、禁裏御まいり切事、元は以雜色於勾當局申出也、